

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

公共施設における新型コロナウイルス感染症対策事業（再計上）

「新しい生活様式」へ対応するため、市の公共施設における、3密対策のための部屋の換気において必要となる網戸の設置を進めていきます。

1 事業の概要

対象箇所：換気を行う部屋等で、新たに網戸の設置が必要となる箇所

1 部屋等あたり 2 箇所を基本として、利用状況等を考慮し設置する

対象数：以下のとおり

財 源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

施設数	設置枚数	事業費
5 施設	19 枚	3,600 千円

2 担当部局

市民局 市民総括室 鳴尾支所（内線 3 9 7 9）

コミュニティ推進部 地域コミュニティ推進課（内線 3 2 7 9）

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

避難所等における新型コロナウイルス感染症対策（拡充）

1 事業概要

災害時に避難所で必要となる物資や資機材については、これまで計画的に備蓄を進めてきたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年度に感染防止対策に必要な物資等について緊急的に配備を実施したところである。

しかし、昨今の災害は年々激甚化しており、避難所での感染防止対策をより充実させる必要があるため、計画備蓄数に達していない間仕切り等の資機材について、出水期までに追加購入するものである。

2 購入備蓄品

① 間仕切り（ダンボールタイプ・テントタイプ）

避難所において、発熱、せき、くしゃみ等の症状を有する避難者は別スペースに誘導（隔離）する必要がある。また、通常の避難者は、一定の身体的距離を確保して世帯ごとに居住スペースを配置するが、避難者が多数となり距離が確保できない場合、密を回避するために世帯ごとに居住スペースを区切る必要があることから、これらに必要な間仕切りを備蓄する。

② 段ボールベッド・簡易ベッド

上記の間仕切りに加え、症状を有する避難者や、体調に配慮が必要な避難者に対応するため、ダンボールベッド及び持ち運びが容易な簡易ベッドを備蓄する。

3 事業費

【総額】16,771千円

【内訳】

< 消耗品費 >

(単位:円)(税込)

品目	数量	金額
間仕切り（ダンボールタイプ）	516	5,335,440
ダンボールベッド	458	3,828,880
ダンボールベッド（福祉用）	20	286,000
簡易ベッド	87	727,320
合計		10,177,640

10,178（千円）

< 備品購入費 >

(単位:円)(税込)

品目	数量	金額
間仕切り（テントタイプ）	461	6,592,300

6,593（千円）

財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

4 担当部局

総務局 危機管理室 災害対策課（内線3546）

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

確定申告延長等に伴う市民税対応事業

令和3年2月16日から令和3年3月15日までとされていた確定申告期限が、令和3年4月15日まで延長されたことにより、市・県民税の申告受付会場の開設期間も延ばし窓口業務に係る派遣業務を延長する。また、市民税当初賦課業務に係る委託も延長が必要となる。

1 事業の概要

申告期限の延長に伴い、「市・県民税申告書受付窓口業務に係る労働者派遣業務」及び、「西宮市個人住民税当初賦課業務」の業務延長が必要となったもの。

2 実施内容

事業費 : 9,511千円

①市・県民税申告書受付窓口業務に係る労働者派遣業務（期間延長業務） : 600,074円

市・県民税の申告受付会場の開設延長に伴い、4月1日から4月15日まで契約延長。

②西宮市個人住民税当初賦課業務（期間延長業務） : 8,910,000円

市民税当初賦課業務に係る工程の一部が後ろ倒しとなることに伴い、6月1日から9月30日まで契約延長。

財源 : 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

3 担当部局

財務局 税務部 市民税課（内線3207）

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給

子育てと仕事を一人で担うひとり親家庭は元々経済的基盤が弱く依然として厳しい生活状況にある中で、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな困難が心身共に生じていることから、更なる臨時的な経済的支援が必要と考えられます。

このため、低所得のひとり親家庭を支援する取組みとして、令和2年度に国制度として実施したひとり親世帯臨時特別給付金に準じ、西宮市独自の臨時特別給付を実施することとし、必要となる事業費は、令和3年度予算を増額補正して対応します。

1 支給対象・要件

- (1) 西宮市が支給する児童扶養手当（令和3年3月11日定期支給分）の受給者等
- (2) 国制度のひとり親世帯臨時特別給付金を「公的年金受給者」又は「家計急変者」として、令和3年3月31日までに西宮市から受給した者

※給付金申請手続きは不要。事前通知の上、支給対象者の登録銀行口座に振込みます。

2 支給額

支給対象者に一律5万円（1回限り）

3 支給対象者数

- (1) 上記1の(1)・・・2,780人
- (2) 上記1の(2)・・・230人
- 合 計　　・・・3,010人

4 支給予定日

- (1) 上記1の(1)・・・令和3年4月下旬
- (2) 上記1の(2)・・・令和3年5月中（口座情報活用に本人同意を要するため）

5 事業費

151,867千円

【内訳】

- ・特別給付金　　150,500千円（50,000円×3,010人）
- ・事務費
 - （委託料）　　1,000千円（システム改修）
 - （役務費）　　314千円（振込手数料、郵便料）
 - （需用費）　　53千円（印刷製本費）

・財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

6 担当部局

こども支援局　子供支援総括室　子育て手当課（内線3878）

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業（拡充）

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、令和2年12月に予防接種法の臨時接種に関する特例が設けられ、国主導の下、都道府県の協力により、市において新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業を実施しております。

本事業における市の役割は、国、県、医療機関などの関係機関との各種調整や接種体制の確保、専用コールセンターの設置等により、市民へのワクチン接種を円滑かつ適切に進めることとなっています。令和2年度はワクチン接種に向けた体制の確保を進めているところであり、令和3年度より市民を対象に接種が開始される予定です。

令和3年度当初予算編成後から、国の補助上限額が大幅に増額したことや、国から示されるワクチン接種に関する運用の変更に対応すべく、当初予算を補正することで必要経費の確保を行います。

1 概要

(1) ワクチン接種体制確保事業

国から示されるスケジュール等をもとに、接種クーポン券の発送や専用コールセンターの設置、ワクチンの管理など接種が円滑に進めていけるよう、接種体制の確保を行う。

(2) ワクチン接種実施事業

令和3年2月から国・県実施の元、医療従事者への先行接種が開始される。市は令和3年4月以降に市民へのワクチン接種を開始するにあたり、接種会場の管理運営や必要物品の確保などを行う。

2 スケジュール（2月17日現在の国が示している予定をもとに作成）

- | | |
|----|--|
| 1月 | ・接種クーポン券の印刷準備
・健康管理システムの改修 |
| 2月 | ・コールセンターの設置等に向けた調整
・医療従事者への先行接種（国実施）※1 |
| 3月 | ・コールセンターの開設
・接種クーポン券等の発送（65歳以上の者）※2
・医療機関以外の接種会場の準備
・医療従事者への優先接種（県実施） |
| 4月 | ・接種クーポン券等の発送（64歳以下の者）※2
・住民接種を順次開始 ※2 |

※1 市内に該当施設なし

※2 国のワクチンの供給状況などによって、スケジュールが変更となる可能性があります。

3 事業費

【歳出】

補正後総額：3,100,694千円（当初予算額：2,910,144千円）

補正額：+190,550千円（一般財源額：△247,064千円）

財源：全額国庫支出金

（補正内訳）

- ・需用費：+5,500千円 印刷製本費の増
- ・役務費：+21,953千円 郵便料等の増
- ・委託料：+150,470千円 審査事務委託料等の増
- ・使用料及び賃借料：+4,484千円 接種会場用機材借上料等の増
- ・工事請負費：+1,500千円 電源設備等改修工事費の増
- ・備品購入費：+6,643千円 ワクチン配送用備品の増

【歳入】

（千円）

予算費目	説明	補助率	補正後 予算額	当初 予算額	補正額
保健費 補助金	新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業費	10/10	846,596	408,982	+437,614
保健費 負担金	新型コロナウイルスワクチン接種対策 費	-	2,254,098	2,254,098	0
計			3,100,694	2,663,080	+437,614

4 担当部局

健康福祉局 保健所 新型コロナワクチン接種課（外線35-5064）

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

コロナ離職者就労支援事業（継続）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休業要請等により、離職を余儀なくされた市民や離職の恐れのある市民の就職活動を円滑に進めるため、令和2年10月に事業開始した就労支援事業「Re: work（リワーク）にしのみや」が引き続き、求職者に寄り添った支援を行います。

受託者は、求職者に対する相談窓口を設置し、求職者の適性把握、教育訓練、求人開拓、職業紹介等を行い、求職者の再就職を支援します。

これらの取り組みにより、求職者の希望に応じた伴走型の就労支援を行うものです。

1 事業内容

コロナ離職者就労支援事業「Re: work にしのみや」

求職者に就職活動に必要な各種の支援を行います。

- (ア) 相談・登録 求職者の状況や適性を把握し、就職に至るまで必要な支援等を計画します。
- (イ) カウンセリング 書類添削や面接対策等の支援を提供します。
- (ウ) 教育訓練 必要に応じ、基礎的な教育訓練を実施します。
- (エ) 職業紹介 求職者の希望に応じた求人情報を提供します。
- (オ) その他 求職者が希望する職種の事業所の求人開拓や、体験的就業を希望する求職者には就業実習の機会を提供します。

2 実施方法

市が委託して実施。

3 事業費（補正額）

事業費 46,000千円

財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

4 事業実績と事業目標

	R2 実績値(※)	R3 目標値
就職決定者数	54名（目標値50名）	100名／年
備考	R2.10.1 から事業開始 実績値は R3.2.5 現在	月～金曜日に加え、 月2回土曜日開室予定

5 担当部局

産業文化局 産業部 労政課（内線3975）

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

資格取得支援事業（新規）

令和3年1月1日現在、有効求人倍率は0.79倍に低下し、完全失業率は2.9%に達しています。特に、サービス業には非正規労働者・女性労働者が多く、スムーズな労働力の移動を図る必要があります。

新型コロナウイルス感染症対策基金（新型コロナ対策みやっこ元気寄附金）を活用して、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた求職者が、再就職・転職等を有利に進められるように資格取得を支援します。コロナ離職者就労支援事業「Re: work にしのみや」による就労支援を加速化する教育訓練事業として展開します。

1 事業内容

- (ア)対象 「Re: work にしのみや」に登録・相談したうえで就職活動を行う求職者
- ・在職中で、転職を希望する求職者
 - ・新たに就職することを希望する求職者
 - ・就職活動中の大学生・第2新卒者（市内在学者含む）
- (イ)支援内容 就職に有利になる資格取得等を目指す各種講座を提供
講座受講料は無料で、感染対策のためWEB形式で提供
（テキスト代・試験受験料は、本人負担）
- (ウ)対象資格・スキル等 概ね3～6ヶ月間の学習で、試験が年に複数回実施され、就職につながりやすい資格・スキルを選定。
（資格・スキル例）
介護・医療事務、ファイナンシャルプランナー、秘書検定、ビジネスマナー講座、歯科助手、登録販売者、調剤事務、PCスキルアップ講座 など
- (エ)受付・案内 「Re: work にしのみや」勤労青少年ホーム3階
- (オ)スケジュール 事業開始：令和3年 7月 1日（予定）
申込期限：令和3年12月31日
受講期限：令和4年 3月31日

〈支援の流れ〉

- ①Re: work にしのみや
受付・相談・登録
- ↓
- ②カウンセリング
- ↓
- ③**教育訓練
（資格取得等支援）**
- ↓
- ④職業紹介
- ↓
- ⑤就職決定
- ↓
- ⑥定着支援

2 実施方法

プロポーザルを実施し、市が資格試験予備校等に委託して実施。

3 事業費（補正額）

事業費 5,000千円
財源：新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金
（新型コロナ対策みやっこ元気寄附金）

4 担当部局

産業文化局 産業部 労政課（内線3975）

【新型コロナウイルス感染症関連 兵庫県・市町協調事業】

感染症拡大防止協力金事業（拡充）

令和3年1月12日に県が阪神間の自治体における酒類を提供する飲食店などに対して時短要請を行い、その後1月14日から2月7日までの期間を緊急事態宣言に基づく緊急事態措置として県内全域における飲食店に対して時短要請を行いました。緊急事態宣言が2月28日まで延長され、3月1日から同21日までは県独自の時短要請となったことに伴い、要請に応じた飲食店等に対して支給する協力金に係る事業費を追加する必要があることから、令和3年度当初予算を増額補正して対応します。

1 協力金支給対象者（主な条件）

①緊急事態宣言に基づく要請（延長） 2/8～2/28

- 通常午後8時以降も営業している食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている飲食店を運営している
- 営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮している
- 時短営業開始の日から2月28日までの全期間において継続して時短営業をしている

②県独自要請 3/1～3/21

- 通常午後9時以降も営業している接待を伴う飲食店又は酒類の提供を行う飲食店等を運営している
- 営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）に短縮している

2 支給額

①緊急事態宣言に基づく要請分 1店舗あたり6万円×時短日数（最大126万円）

②県独自要請分 1店舗あたり4万円×時短日数（最大84万円）

3 事業費

委託料 262,640千円

※本市対象事業者数1,876件に対する協力金のうち80%を国が負担し、残り20%のうち1/3相当を市が負担。

4 実施方法

申請受付・給付事務については、市から県に委託して一括して実施
（市と県が委託契約を締結）

5 事業スケジュール（予定）

令和3年4月1日 委託契約締結

※延長分の申請受付開始予定日は「要請期間終了後」とされています。

6 担当部局

産業文化局 産業部 商工課（内3327）

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

西宮市一時支援金事業（新規）

緊急事態宣言が令和3年2月28日まで延長され、その後、3月21日までは県独自の時間短縮営業が飲食店等に要請されたことに伴い、飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小・小規模事業者等に対して西宮市独自の一時支援金を給付するため、必要な支援金及び申請受付やコールセンター業務等の事務局経費について令和3年度当初予算を補正し対応します。

1 支援金給付対象者

- 緊急事態宣言に係る時短営業の協力金を受給できない
- 国の「売上の減少した中小事業者に対する一時支援金」を受給できない
- 市内の中小事業者及び個人事業主（本社または本店が市内にあること）
- 売上が一定の割合で減少（20%以上 50%未満、1～3月で対前年または前々年比較）など

2 支給額

法人、個人事業主問わず一律 10 万円

3 事業費 ※総額 355,330 千円

- 負担金補助及び交付金 300,000 千円
想定件数：3,000 件
- 委託料 55,000 千円
申請受付・審査、コールセンター設置等
- 手数料 330 千円

4 事業スケジュール（予定）

- 令和3年4月初旬 申請受付等業務委託契約締結
- 契約締結後、事業実施広報を経て、申請受付開始
- 事業終了は令和3年5月末を予定

5 担当部局

産業文化局 産業部 商工課（内3327）

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

学校ホームページ再構築事業（新規）

新型コロナウイルス感染症対策として、学校からの情報発信の強化及び児童生徒、保護者など閲覧者の利便性・アクセシビリティ改善のため、学校ホームページの再構築を目的とした CMS 導入を行います。

1 概要

ホームページはコロナ禍における学校から家庭への重要な情報伝達手段の1つであるが、現在の学校園 CMS はスマートフォンでの閲覧や外国語翻訳に対応しておらず、利便性やアクセシビリティに問題がある。また、保護者等学校関係者のみ閲覧可能となるページが各学校で一つしか設定できず、特に非常時において迅速できめ細やかな情報提供が難しい状況となっている。そのため、学校ホームページの刷新を目的とする新たな CMS 導入を行う。

2 令和3年度事業費

事業費総額 21,002千円

1 学校ホームページ再構築・CMS搭載

(1) 新 CMS 初期構築費

16,514千円

(2) 現業務システム連携部分構築

3,510千円

2 CMS利用料

878千円（令和4年1月～3月分）

3 SSL証明書利用料

100千円

【財源】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

（令和4年度以降、一般財源で CMS 利用料を負担）

3 担当部局

教育委員会 学校教育部 教育研修課（外線67-7050）

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

学校トイレ環境改善事業（拡充）

1 対象者

2 の改修を行う小学校の児童

2 実施事業内容

対象となる小学校トイレに係る感染症対策のため、以下の改修工事を行う。

- ① 排せつ物の飛沫拡散防止のため、和式便器を洋式便器化する。
- ② 細菌・ウイルスの繁殖を抑えるため、タイル貼りの湿式の床からシート貼りの乾式の床に改修する。
- ③ 必要に応じ、天井・壁の塗装、ブースの塗装・補修を行う。

3 令和3年度対象施設・事業費

対象 小学校4校35か所のトイレ

総額 72,340 千円

- ① 洋式便器化改修 24,500 千円
- ② 床シート貼付による床乾式化改修 33,800 千円
- ③ 天井・壁の塗装、ブースの塗装・補修 14,040 千円

財源 ①②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 58,300 千円

③一般財源 14,040 千円

4 スケジュール

令和3年7月～令和3年9月 改修工事

5 担当部局

教育委員会 教育総括室 学校管理課（内線903792）

【新型コロナウイルス感染症関連対策】
複合災害に備えた避難所の体制強化事業（再計上）

兵庫県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、避難所が感染症クラスターとならないよう感染症対策として、避難所に指定されている学校等の体育館に換気設備を導入する。

1 概要

指定避難所としている中学校の体育館において、使用する空間の必要換気量を上回る換気量を有する有圧換気扇を設置する。

2 令和3年度設置対象施設

中学校体育館（20施設）

※中学校19校の体育館及び西宮浜義務教育学校（東校舎）の体育館

3 事業費

事業費総額 122,000千円

【内訳】

工事請負費 : 106,080千円

設計等委託料 : 15,920千円

【財源】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

4 担当部局

総務局 危機管理室 災害対策課（内線3546）

教育委員会 教育総括室 学校管理課（内線903792）